

事業内容等が変更となる場合がございますことをご理解願います。

事務連絡

令和8年3月3日

南幌町農業経営者各位

南幌町役場産業振興課農政係

令和8年度農地利用効率化等支援事業要望調査について

平素より本町農政にご理解ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

標題の件につきまして、農林水産省令和8年度当初予算事業の実施にあたり下記のとおり要望調査を行いますので、事業申請を希望される場合、必要書類をご用意のうえ令和8年3月6日(金)までに役場2階産業振興課までお越し願います。

大変期間が短く申し訳ありませんが申請スケジュール上、期限厳守とさせていただきますことをご理解願います。

記

1 事業名

令和8年度農地利用効率化等支援事業（農水省補助事業）

2 事業内容

■農地利用効率化等支援事業（融資主体支援タイプ） ※ポイント制

融資を受けて、経営改善の取組に必要な農業用機械・施設の導入を行おうとする農業経営体を支援

必須目標 付加価値額の拡大

選択目標 農産物の価値向上、単位面積当たり収量の増加、経営コストの縮減

事業関連取組目標 経営面積の拡大、労働時間の縮減、経営管理の高度化 等

3 助成対象者

地域計画に位置付けられた担い手（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等）

4 助成対象

農産物の生産、その他の農業経営の開始若しくは経営の改善に必要な機械等（スマート農業優先枠等あり）

例）トラクター、田植機、コンバイン、アタッチメント等

※経営規模等に照らして過剰な能力・規模の機械ではないこと

※事業費は各整備内容について50万円以上であること

※耐用年数はおおむね5年以上20年以下のものであること

（中古機械等の場合は残存耐用年数2年以上であること）

※軽トラック等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものを除く

5 補助額 次の①～③により算定した額のうち一番低い金額

①事業費×3/10

②融資額

③事業費－融資額－各種団体等からの助成額（下取り額含む）

※補助上限額 法人、個人問わず300万円

※目標地図に位置付けられた者であって、目標年度の経営面積が次に掲げる基準以上となる場合は、600万円

- | | | | |
|-------|---------|--------|--------|
| ・水田作等 | 20ヘクタール | ・露地作 | 5ヘクタール |
| ・果樹作 | 3ヘクタール | ・施設園芸作 | 1ヘクタール |

6 要望方法 次の①～④の手順に沿って要望の手続きを行います。

①必要書類（青色申告決算書、見積書、カタログ等）を用意。

②必要書類を持参のうえ役場2階産業振興課までご来庁願います。

③別添資料「配分基準に係る助成対象者の取組内容ポイント計算表」にてポイント計算を行います。

④配分基準ポイントが16点以上の場合、事業概要等詳細の聞き取りを行い、当方から北海道空知総合振興局へ要望申請を行います。

※16点以上に達しない場合、当方から本事業について北海道空知総合振興局への要望申請は行わないことにご留意願います。

※配分基準に係る助成対象者の取組内容ポイント配分については来庁前に一度ご自身で試算いただけますようお願いいたします。

※事業要望における配分基準に係る助成対象者の取組内容ポイントについては、個人ごとに算出したのち、最終的に地区の平均値（地区内助成対象者の取組内容ポイント平均値）の算出を行います。

例) 南幌地区内で事業実施要望を行った者のうち、
農業者Aが18点、農業者Bが17点の場合
・・・南幌地区全体として17.5点。

これに地区の取組内容ポイント（担い手への農地集積率等によりポイント化）を加算し要望申請を行います。

例) 南幌地区の地区取組内容ポイント 2点
【内訳】 認定農業者への農地集積率80%以上 2点
・・・合計ポイント 19.5点として要望申請を行う。

7 必要書類

①導入予定機械等の参考見積書

※要望提出後、事業採択された場合、再度複数業者（3社以上）からの見積徴取等を行っていただき事業費の低減に努める必要があります。

②導入予定機械等のカタログ

③個人経営：青色申告決算書の写し (令和6又は7年)

法人経営：法人決算報告書 (令和6又は7年)

④就業者人数が確認できる書類

※令和6年決算書を持参願います。令和7年決算書類の作成がお済みの場合は、令和7年決算書を用いて算出します。

※事業概要等の詳細聞き取りの結果、上記の他に提出が必要となる書類が発生する場合がありますをご理解願います。

※配分基準に係る助成対象者の取組内容ポイント計算を行うためには令和6又7年青色申告決算書（法人決算報告書）が必要となりますので、お忘れないようお願いいたします。

※導入予定機械等の参考見積書及びカタログについては、事業費及び補助額算出等申請のうえで不可欠となります。要望期間が大変短く申し訳ありませんが、お早めにご用意いただけますようお願いいたします。

8 留意事項

●本事業の融資主体支援タイプは融資活用が条件となります。

●本事業は農林水産省令和8年度予算事業であるため、令和8年度（令和9年3月）内に納品、町からの補助金支払い、融資実行を完了する必要があります。

●経営規模等と比較し過剰な能力、台数の機械等の導入はできませんのでご留意願います。

※農林水産省（北海道）に対し機械等の導入目的や導入により得られる効果及び機械の能力算定の根拠説明等が必要となります。

●事業採択となった場合、事業実施年度の翌々年度を目標年度とする成果目標の数値設定が必要となり、当該機械の導入等を含めた農業経営の取組により目標達成を目指す主旨の事業となります。

（成果目標設定に係る付加価値額算定資料の作成についてご協力をお願いします。）

●本事業以外の補助事業を活用し導入する（予定含む）機械等については事業対象とすることはできません。

参考：取組内容ポイントの計算で必須となる「付加価値額」とは

農業における事業活動により生み出された価値を表すもので、農業収入から農業生産に投入された財・サービスの費用を差し引き算出。本事業においては、当該機械の導入を含めた農業経営の取組全体により、目標年度（令和10年度）までに付加価値額の拡大を目指すものです。

【付加価値額の算出方法】

令和6年損益決算書等の資料に基づき「収入－経費＋人件費」で算出。

例1) 個人経営体が青色申告決算書を使用

【⑦欄：収入金額計】－【③⑤欄：経費】＋【②②欄：雇人費】＝付加価値額

例2) 法人経営体が決算報告書を使用

【損益計算書 売上高※1＋雑収入のうち補助金収入等】－【売上原価＋販売費及び一般管理費】＋【人件費※2】
＝付加価値額

※1 売上高には農業関連事業以外の収入は含むことができません

※2 人件費＝給料手当、役員報酬、法定福利費、福利厚生費、賞与、退職金等全て含めて計算する必要があります。

◎ゼロやマイナスの場合、ポイント獲得はできません。

【連絡先】

南幌町役場産業振興課農政係 担当：間島

電話：011-398-7151（直通）

FAX：011-378-2131